

「HFC」の輸入割当てについて(案)

標記の件につき、下記のとおり、輸入割当てを行います。

記

1. 対象品目

HFC（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書付属書FのグループI及びグループIIに属する物質）

【附属書F】

物 質 名	化 学 式	地 球 温 暖 化 係 数
<u>グループ I</u>		
①1・1・2・2 テトラフルオロエタン（別名 HFC-134）	CHF_2CHF_2	1,100
②1・1・1・2 テトラフルオロエタン（別名 HFC-134a）	CH_2FCF_3	1,430
③1・1・2 トリフルオロエタン（別名 HFC-143）	CH_2FCHF_2	353
④1・1・1・3・3 ペンタフルオロプロパン（別名 HFC-245fa）	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$	1,030
⑤1・1・1・3・3 ペンタフルオロブタン（別名 HFC-365mfc）	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_2\text{CH}_3$	794
⑥1・1・1・2・3・3・3 ヘプタフルオロプロパン（別名 HFC-227ea）	$\text{CF}_3\text{CHFCF}_3$	3,220
⑦1・1・1・2・2・3 ヘキサフルオロプロパン（別名 HFC-236cb）	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$	1,340
⑧1・1・1・2・3・3 ヘキサフルオロプロパン（別名 HFC-236ea）	$\text{CHF}_2\text{CHFCF}_3$	1,370
⑨1・1・1・3・3・3 ヘキサフルオロプロパン（別名 HFC-236fa）	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_3$	9,810
⑩1・1・2・2・3 ペンタフルオロプロパン（別名 HFC-245ca）	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CHF}_2$	693
⑪1・1・1・2・3・4・4・5・5・5 デカフルオロペンタン（別名 HFC-43-10mee）	$\text{CF}_3\text{CHFCHF}_2\text{CF}_3$	1,640
⑫ジフルオロメタン（別名 HFC-32）	CH_2F_2	675
⑬1・1・1・2・2 ペンタフルオロエタン（別名 HFC-125）	CHF_2CF_3	3,500
⑭1・1・1 トリフルオロエタン（別名 HFC-143a）	CH_3CF_3	4,470

⑮フルオロメタン（別名 HFC-41）	CH ₃ F	92
⑯1・2 ジフルオロエタン（別名 HFC-152）	CH ₂ FCH ₂ F	53
⑰1・1 ジフルオロエタン（別名 HFC-152a）	CH ₃ CHF ₂	124
<u>グループⅡ</u>		
⑱トリフルオロメタン（別名 HFC-23）	CHF ₃	14,800

2. 電子申請手続

電子申請を行う場合には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が提供するNACCS貿易管理サブシステムから入手可能な「輸入割当承認同時申請様式」に必要な事項を入力すること。

（注1）電子申請（貿易管理サブシステム）について

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

（注2）電子申請にあたっては、以下の通達を参照すること。

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

(1) 申請時に必要となるコード

①申請受付窓口コード

SAB：貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

②品目コード

HFC

③割当方式コード

0：割当方式の省略

(2) 申請受付時間

24時間365日（サービス停止時間を除く。）

① 基本的運用による割当て

平成30年12月18日（火）から平成30年12月21日（金）まで

② 例外的運用による割当て

平成30年12月18日（火）から平成30年12月21日（金）まで

平成31年 1月 4日（金）から平成31年12月20日（金）まで

（注）4. (2)①の割当ては、平成31年1月4日（金）からの受付とする。

(3) 添付書類

① 以下の書類の写し又はファイル

(ア) 経済産業省製造産業局長が発給する内示書（写し） 1 通

(イ) 輸入割当承認申請の I の申請明細＜別紙 1＞ 1 通（内示された物質名が複数ある場合に限る。）

(ウ) 委任を受けた者が申請の場合 委任状 1 通

(エ) 輸入割当て申請対象品目の未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類＜別紙 2＞ 1 通

② 上記書類が紙媒体の場合は、スキャナ等によって画像情報に変換して、当該ファイルを添付すること。

（注）電子申請時に添付できるファイルの主な拡張子は、以下のとおり。

pdf, jpg, jpeg, txt

なお、添付書類を電子申請ではなく、別途書面にて提出する場合は、電子申請受付通知メールの写しを添付して、当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

＜郵送又は提出する場合の受付窓口＞

〒 1 0 0 - 8 9 0 1

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

③ ②の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

④ 審査上、必要がある場合には、上記書類の原本、その他書類の提出を求めることがある。

（注）電子申請後に、特定入出力装置の進捗状況照会業務（業務コード J A P）を行い、進捗状況ステータスが「受理待ち」となっていることを確認すること。ただし、進捗状況ステータスが「受付無効」となっている場合は、受付時のチェックで無効となった状態（申請が届いていない）のため、受付無効理由を確認の上、再度申請して下さい。不明な点はシステム相談窓口（qqfcbj@meti.go.jp）にメールで問い合わせること。

(4) その他

新たに電子申請を行おうとする者は、次の手続を行うこと。

① N A C C S センターに利用申し込みを行い、N A C C S 利用者 I D を取得する。

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/nss/nyuuryokurei_shinki.html

② 経済産業省に申請者届出を行う。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/02_application/shinsei.html

（注）申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

<NACCSセンターへの利用申し込み、導入トラブル、受付無効等の問い合わせ先>
NACCSセンター ヘルプデスク（24時間365日対応）
電話 0120-794-550

3. 書面申請受付

(1) 受付期間

① 基本的運用による割当て

平成30年12月18日（火）から平成30年12月21日（金）まで
10:00～11:45、13:30～15:30（土日祝日を除く。）

② 例外的運用による割当て

平成30年12月18日（火）から平成30年12月21日（金）まで
平成31年1月4日（金）から平成31年12月20日（金）まで
10:00～11:45、13:30～15:30（土日祝日を除く。）

（注）4. (2)①の割当ては、平成31年1月4日（金）からの受付とする。

(2) 場所

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課（本館14階西8）

電話 03-3501-1659

(3) 申請書

輸入（承認・割当）申請書（輸入貿易管理規則別表第1-T2010） 2通

(4) 添付書類

(7) 経済産業省製造産業局長が発給する内示書（写し） 1通

(イ) 輸入割当承認申請のIの申請明細<別紙1> 2通（内示された物質名が複数ある
場合に限る。）

(ウ) 委任を受けた者が申請の場合 委任状 1通

(E) 輸入割当て申請対象品目の未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類<
別紙2> 1通

（注）必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求められることがある。

4. 申請者の資格

(1) 基本的運用による割当て

その輸入が、「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（平成30年9月21日付け20180920製局第1号）」に定める「基本的運用による割当て」に該当するものとして、経済産業省製造産業局長が発給する内示書の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者

(2) 例外的運用による割当て

その輸入が、下記のいずれかの理由により、「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（平成30年9月21日付け20180920製局第1号）」に定める「例外的運用による割当て」に該当するものとして、経済産業省製造産業局長が発給する内示書の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者

- ① 事業者単独では対応が難しいような突発的な事情の発生により輸入を行う場合
- ② 画期的に温室効果の低いHFCを含む製品の輸入を行う場合（ただし、基本的運用による割当てにより割り当てられたものを除く）。
- ③ ぜんそく薬用噴進剤、消火剤、試験研究等の例外的用途として輸入を行う場合
- ④ 平成23～30年の間に消費量の実績がなく、基本的運用では申請基準値が0となる事業者が新たに輸入を行う場合
- ⑤ 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入を行う場合
- ⑥ 製造産業局長が特別に認める場合

5. 輸入割当限度数量

6, 436万GWPkg

6. 輸入割当基準

(1) 基本的運用による割当て

輸入割当限度数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てる。

(2) 例外的運用による割当て

輸入割当限度数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てる。

7. その他事項

(1) 平成30年12月中に申請されたものは、平成31年1月4日以降に、輸入割当証明書・輸入承認証を交付する。

(2) 輸入承認証の特別有効期間及び輸入通関期限は、平成31年12月末日までの範囲で設定する。

(3) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、輸入通関実績報告書<別紙3>2通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に以下の提出期限までに提出すること。

この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

輸入通関実績報告書	提出期限
平成31年1月分	} 平成31年 4月10日
平成31年2月分	
平成31年3月分	
平成31年4月分	} 平成31年 7月10日
平成31年5月分	
平成31年6月分	
平成31年7月分	} 平成31年10月10日
平成31年8月分	
平成31年9月分	
平成31年10月分	平成31年11月10日
平成31年11月分	平成31年12月10日
平成31年12月分	平成32年 1月10日

(4) 輸入割当て証明書・輸入承認証の交付を受けた後、対象品目の種類等の内容を変更する場合には、別途、定める通達（「輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）」）に基づき、手続きを行うこと。申請にあたっては、当該内容変更に伴う経済産業省製造産業局長の内示書及び変更の内容が分かる新旧表の添付等が必要となるため、手続きについては経済産業省の貿易管理のホームページを参照のこと。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金額)
合 計					

未使用のもの等の別ごとの見込み数量を記載した書類
(HFC)

年月日

住所

申請者名

記名押印又は署名

電話番号 (担当者)

対象品目	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別	数量 (GWP Kg)
	未使用のもの	
	使用済みのもの	
	再利用されるもの	
	再生されたもの	
	合 計	

未使用のもの、使用済みのもの等の別ごとの見込み数量については、以下に従い記入すること。

- ①未使用のもの：使用される前の規制物質
- ②使用済みのもの：当初想定されていた目的に沿って既にその用途を終えた規制物質
- ③再利用されるもの：使用中又は廃棄前に回収され、濾過及び乾燥のような基本的な浄化工程を経て再度使用される規制物質。
- ④再生されたもの：使用中又は廃棄前に回収され、特定の品質基準に回復させるために、濾過、乾燥、蒸留及び化学的処理等の工程を経て再生された規制物質。

※用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

輸入通関実績報告書
(平成 年 月分)
(HFC)

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号 (担当者)

1. 輸入割当証明書

証明書番号
発行年月日
割当数量

GWPkg

2. 輸入通関実績内訳 (提出月に通関実績がない物質名も記載すること)

物質名 (別名も記載)	船積地域	割当GWP 換算数量 (キログラム)	先月までの輸入GWP換 算数量残 (キログラム)	今月の正味数量 (キログラム)	係数	GWP換算数量 (キログラム)	正味数量1キログラ ムあたりの金額(円)	今月のGWP 換算数量残 (キログラム)
合 計								

- GWP換算数量は特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)に準じて換算する。
- 金額は、通関時(又は通関月)のレートで日本円表示にすること。
- この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、輸入通関実績報告書(別紙様式2)2通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出すること。

なお、この書類の提出を行わなかった者に対しては原則割当てを行わない。

※用紙は、日本工業規格A列4番とする。